

あやせ得々スペシャルグルメクーポン事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の影響を受けたことにより売上の減少が顕著となった飲食店等の支援に資するため、スペシャルグルメクーポン事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店等 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類に規定する飲食サービス業（大分類Mのうち中分類76又は77）を営み、市内に店舗を有する事業者であること。ただし、移動販売は市内での販売をいう。
- (2) クーポン券 飲食店等の料理等の提供の支払いに当たり利用することができる市が発行する値引券をいう。
- (3) 取扱店 取引により受領したクーポン券をもって助成金の交付申請を行うことができる事業者として市に登録された者をいう。

(クーポン券の発行等)

第3条 クーポン券は、広報あやせ及び公共施設に配架するチラシにより市民等に広く配布するものとする。

2 クーポン券の1枚当たりの額面は、500円又は1,000円とする。

(クーポン券の使用範囲等)

第4条 クーポン券は、取扱店との間における取引においてのみ使用することができる。

2 クーポン券は、税込み1,000円以上の利用に対し500円のクーポン券を1枚、税込み1,500円以上の利用に対し1,000円のクーポン券を1枚それぞれ使用することができる。

3 クーポン券の使用期間は、令和2年12月7日から令和3年6月30日までとする。

4 クーポン券は、転売、複製及び換金を行うことができない。

(取扱店の登録要件)

第5条 取扱店として登録できる者は、国、県等が示す新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に取り組み、次の各号のいずれにも該当する飲食店等とする。

(1) 綾瀬市中小企業事業継続支援臨時給付金の支給決定を受けた飲食店等（売場面積1,000㎡以上の大型商業施設内のテナントを除く。以下この条において同じ。）

(2) 神奈川県が実施する感染防止対策取組書・LINEコロナお知らせシステムに登録している飲食店等

(3) 納期限の到来した市税を完納している者。（新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予の特例を受けている者を除く。）

(4) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号までの規定に該当しない者

(5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の破産手続開始の申立てをしていない者

(6) 今後も事業を継続する意思がある者

(7) 大企業が資本金の2分の1以上を所有していない、又は役員のうち2分の1以上を占めていない者

2 取扱店は、クーポン券使用期間と同時に開催するあやせ得々スタンプラリーに参加するものとする。

(取扱店の登録)

第6条 取扱店の登録を受けようとする飲食店等は、あやせ得々スペシャルグルメクーポン事業取扱店登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、あやせ得々スペシャルグルメクーポン事業取扱店登録決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 取扱店は、飲食サービスを利用した者からクーポン券の提出を受けた場合は、第4条第1項の規定により当該飲食サービスの提供にかかる代金からクーポン券額面の金額を値引きしなければならない。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、取引により受領したクーポン券の総額とし、取扱店ごとに上

限30万円とする。

2 助成金は、上限額に達するまで必要に応じてその都度申請することができる。

(助成金交付の申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする取扱店（以下「申請者」という。）は、令和3年7月14日までに、あやせ得々スペシャルグルメクーポン事業助成金交付申請書（兼請求書）（第3号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) あやせ得々スペシャルグルメクーポン券受付台帳（第4号様式）

(2) 取引により受領したクーポン券

(3) 誓約書（第5号様式）

(4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請書を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否についてあやせ得々スペシャルグルメクーポン事業助成金交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定により交付すべきと認めたときは、請求日から15日以内に支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した助成金があるときは、その全部について期限を定めて返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) この要綱又は法令の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を取り消すときは、あやせ得々スペシャルグルメクーポン事業助成金交付決定取消通知書（第7号様式）により、助成金の交付を受けた者に通知するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月5日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和3年7月14日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付の申請がされた助成金については、この要綱は同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月30日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

あやせ得々スペシャルグルメクーポン事業取扱店登録申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 郵便番号

所在地 綾瀬市

商号又は名称

代表者職・氏名

⑩

あやせ得々スペシャルグルメクーポン事業取扱店の登録を受けたいので、あやせ得々スペシャルグルメクーポン事業実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。なお、同条第2項に規定する審査に当たり調査することについて同意します。

| | |
|----------|------------------|
| 店舗名 | |
| 代表者名 | (年 月 日生) |
| 所在地 | 綾瀬市 |
| 電話番号 | |
| F A X | |
| Eメール | |
| 店舗分類 | |
| 定休日・営業時間 | 定休日 営業時間 : ~ : |
| 添付書類 | 神奈川県感染防止対策取組書の写し |

※市確認欄

給付金支給決定

第2号様式（第6条関係）

あやせ得々スペシャルグルメクーポン事業取扱店登録決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のありました、あやせ得々スペシャルグルメクーポン事業取扱店登録申請については、次のとおり決定したので、あやせ得々スペシャルグルメクーポン事業実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

| | |
|-------|----------|
| 登録の可否 | (否の理由：) |
| 店 舗 名 | |

第3号様式（第8条関係）

あやせ得々スペシャルグルメクーポン事業助成金交付申請書（兼請求書）

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 郵便番号

所在地 綾瀬市

商号又は名称

代表者職・氏名 ㊞

あやせ得々スペシャルグルメクーポン事業助成金を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。また、交付決定があった後は、交付決定された助成金を下記の口座に振り込むよう請求します。

| | | | | |
|---------|--|---------|------|---|
| 1 申請額 | | | | 円 |
| 2 使用期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで | 利用分 | |
| 3 添付書類 | (1) あやせ得々スペシャルグルメクーポン事業取扱店登録決定通知書の写し (2) クーポン券受付台帳（第4号様式） (3) 取引により受領したクーポン券 (4) 誓約書（第5号様式） | | | |
| 4 申請状況等 | 既に交付決定済みの額 | | | 円 |
| | 今回の申請額 | | | 円 |
| | 合計額 | | | 円 |
| 5 口座 | フリガナ | | | |
| | 口座名義人 | | | |
| | 金融機関コード | | | |
| | 金融機関名 | | 支店名 | |
| | 預金種目 | | 口座番号 | |

第4号様式（第8条関係）

あやせ得々スペシャルグルメクーポン券受付台帳

年 月 日

| | | | |
|-----------|-------------|---|-----------|
| 店 舗 名 | | | |
| クーポン券枚数 | 500円× | 枚 | 1,000円× 枚 |
| クーポン券総額 | 円 | | |
| 500円引券貼付欄 | 1,000円引券貼付欄 | | |

第5号様式（第8条関係）

誓約書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職・氏名

⑩

あやせ得々スペシャルグルメクーポン事業実施要綱第5条第1項に該当していること及び助成金の申請に係るあやせ得々スペシャルグルメクーポン事業助成金支給申請書（第3号様式）その他提出書類に記載した情報に偽りがないことを誓約します。

以上について、重大な違反事実が判明した場合には、交付決定の取消し等市長が行う一切の措置について異議ありません。

第6号様式（第9条関係）

あやせ得々スペシャルグルメクーポン事業助成金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のありました、あやせ得々スペシャルグルメクーポン事業助成金の交付については、あやせ得々スペシャルグルメクーポン事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

| | |
|-------|---------------------------------|
| 交付の可否 | (否の理由：) |
| 決定額 | 円 |
| 支給の条件 | あやせ得々スペシャルグルメクーポン事業実施要綱を遵守すること。 |

第7号様式（第10条関係）

あやせ得々スペシャルグルメクーポン事業助成金交付決定取消通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで助成金の交付決定をしたあやせ得々スペシャルグルメクーポン事業助成金については、あやせ得々スペシャルグルメクーポン事業実施要綱第10条の規定により、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

| | |
|--------|--|
| 取消しの内容 | |
| 取消しの理由 | |